

舞復第一六〇号の三〇

昭和二十九年七月十五日

厚生省引揚援護局次長 殿

舞鶴地方復員部長

浮島丸関係鮮人の動向について（報告）

七月十三日在日朝鮮解放救援会京都府本部事務局長 及
在舞鶴代表 外二名、日本共産党員一名（計五名）来部、次
の三項目に対し強硬なる要求があつた。

一、目下飯野重工KKドックで解体中の浮島丸（前半）の遺骨を充分丁
重に取扱われない。

方法として、復員部より常時監督者を出すこと。

（註）等は、その日直接浮島丸に到りその作業振りが営利本
位で、遺骨は全然顧られていない、として憤激、遺骨取扱官
庁として是非監督者を出すことが必要だと云うのである。

当部としては、人員及び事務の関係上困難なる旨回答。

二、八月二十三日当部と飯野重工KK共同主催で慰霊祭を行うこと。

なお、先般京都において平和祭を施行したが、その経費八万円も飯野重工KKと共に負担すべきである。

(註) 官として慰霊祭は出来ないこと、また京都の平和祭については関知しない旨回答。

右に対し

予算捻出を中央に折衝するのが出先機関の職場を守る所以だとの申入れである。

三、収容遺骨は朝鮮に送還まで横須賀に移管することなく、飽くまで舞鶴に安置すべきこと。

(註) 若し、横須賀に移すような場合は、流血の惨事を招く虞れがあつてもやむを得ないと言である。

結局話合がつかず、明十四日現場を見た上で飯野重工KKサルベージ事業所において再度打合せたい申入れがあり、御霊安置所を礼拝し一応退散した。

十四日は約束通り、[redacted]外と現場を視察し、飯野サルベージ事業所において打合せの結果、前日同様、三項目の要求があつた。

一項に關し

運骨に対する監督者を出すことが妥当と認め、自主的に毎日午前午後一回宛出すことにした。

二項に關し

京都の平和祭の経費についてはふれなかつたが、在舞鶴仏教連盟等が主催で慰靈祭を施行し、経費を分担すること。

陸奥、潜水艦の例をみても、官がその経費を負担したことはないがその意を取りつぐ。

三項に關し

当部としては、現在の処已定方針を承知しているだけであるが、流血の惨を見る様なら、中央で考究決定して貰う。

なお、浮島丸は爆破されたこととし、幾多のニセ例証をあげ、写真をとり、証拠物件をも収容した話ぶりである。

当方としては、幾多説明したが、勿論納得はしないので、見解の相

異としてわかれた。

(終)